

首都圏学生による地域未来創生推進事業委託業務仕様書

1 委託業務名

首都圏学生による地域未来創生推進事業委託業務

2 業務の目的

首都圏に在住する学生を対象とした地域未来創生企画コンテストの実施および企画実現の伴走支援を図ることで、首都圏内在住の学生らと愛媛との接点を強化し、関係人口の維持・拡大と将来的な UI ターンにつなげ、地方における人口減少要因の一つである若者の転出超過を抑制する。

3 委託期間

契約締結の日から令和9年3月19日（金）まで

4 委託料上限額

1,800,000 円（消費税及び地方消費税額を含む）

5 業務内容

2の目的を達成するために、次に掲げる事項を円滑に実施すること。

なお、具体的な実施内容は、企画提案内容をもとに委託者（愛媛県）と協議の上、決定する。

(1) 地域未来創生企画コンテストの実施及びウェブサイトの管理運営

コンテスト専用ウェブサイトを開設し、以下の業務を行う。

- ①コンテスト実施及び審査会結果の周知
- ②学生が企画を投稿できる応募フォームの管理運営
- ③応募者との連絡調整
- ④その他、上記に付随する業務

(2) 学生の掘り起こし

コンテストの実施に先立ち、様々な手段を通じて学生にアプローチし、本事業への参加者を広く募集する。

(3) 審査会の実施

優秀企画を選定するため、委託者（県）及び知見を持つ有識者等を交えた審査会を実施する。

(4) 県内フィールドワーク伴走支援

優秀企画に採択された4団体の学生（グループ）が、企画に基づき愛媛県内でのフィールドワーク（2泊3日程度）を実施するに際して、委託者と連携し、各々のグループに対して、企画のブラッシュアップや現地でのサポートなど必要な伴走支援（主に人的支援）を行う。

(5) 報告会兼交流会の開催

(4)のフィールドワーク実施後に、都内会場において、本事業に参加した学生及び関係者による事業報告会兼交流会を開催する（最大50人程度）。

(6) 県メルマガ「Ehimeets!」への登録促進

コンテストの実施及び本事業全体を通じて、学生等に対し、愛媛県が発信しているメルマガ「Ehimeets!」(<https://ehimeets.jp/>)への登録促進を図ること。

6 コンテストの概要

(1) コンテストの方法

ウェブ上に開設した応募フォームを通じて学生（グループ）が自主企画を提出し、5（3）の審査会を経て優秀企画を決定する。なお、県メルマガ「Ehimeets!」への登録をコンテスト参加条件とする。

(2) 参加者の要件

首都圏内に在住する学生（個人、グループ）※グループ内に学生以外の者を含んでも可

(3) 自主企画の内容

以下テーマのいずれかを選択し、アイデアと愛媛県でのフィールドワーク企画を作成。フィールドワーク後に行うPR内容（成果発表会、SNSでの情報発信、成果物の展示・販売など）についても、あわせて学生に提案してもらう。

- ①愛媛県内での地域振興のアイデアについて
- ②愛媛県の生産物を活用した愛媛PRについて
- ③愛媛県の人口減少の抑制に係るアイデアについて

(4) 優秀企画について

優秀企画に対し最大30万円/1団体を事業経費（補助金）として、委託者から学生（グループ）へ交付する。優秀企画は4団体を想定。

対象経費はフィールドワーク実施に係る「旅費（交通費、宿泊費）」「使用料（自動車借り上げ料など）」「報償費（専門家への謝金）」とする。

(5) 企画の募集期間

令和8年6月中（想定）

(6) 企画（フィールドワーク）の実施期間

令和8年7月～令和9年2月中旬まで

7 数値目標

本事業を通じた「Ehimeets!」登録増加数の目標値を設定すること。

（参考）Ehimeets!は令和7年9月より運用開始し、令和7年12月末時点での登録者数は1,426人。令和8年度末時点での目標登録者数は10,000人

8 業務計画書及び報告書の提出

- (1) 受託者は、契約締結後遅滞なく受託者が提案した企画提案書をもとに、具体的な業務内容について、委託者と協議の上、委託契約書に定める「業務計画書」を作成して委託者に提出すること。
- (2) 委託業務完了後、委託契約書に定める「実績報告書」を作成し、委託者の検査を受けること。
- (3) 委託者は、必要がある場合は、受託者に対して委託業務の処理状況について調査し、又

は報告を求めることができる。

- (4) 委託者は、業務実施過程で本仕様書記載の内容に変更の必要が生じた場合は、受託者に協議を申し出る場合がある。この場合、受託者は、委託料の範囲内において仕様の変更に応じること。

9 再委託の可否

受託者は、業務の一部を第三者に再委託することができる。その場合は、再委託先ごとの業務内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記の上、事前に書面にて報告し、委託者の承諾を得なければならない。

10 成果の帰属及び秘密保持

(1) 成果の帰属

受託者が本業務で得られた成果（制作物の著作権及び使用权）は、原則として、委託者に帰属する。

(2) 秘密保持

ア 本業務に関し、受託者から委託者に提出された計画書等は、本業務以外の目的で使用しない。

イ 本業務に関し、受託者が委託者から受領又は閲覧した資料等は、委託者の了解なく公表又は使用してはならない。

ウ 受託者は、本業務で知り得た業務上の秘密を保持しなければならない。

11 個人情報の保護

個人情報の保護については、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）に準じて取り扱うこととし、受託者は本業務（再委託した場合を含む。）を履行する上で、個人情報を扱う場合は個人情報の保護に関する法律及び別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

なお、疑義がある場合は委託者に協議するものとし、受託業務の従事者が個人情報の漏えい等を行った場合には、個人情報の保護に関する法律の規定に基づき処罰される場合がある。

12 その他

業務の実施にあたっては委託者と受託者双方が協議を重ねながら実施するものである。